

案件名称：令和8年度公立保育所の官民連携による建替整備の調査研究業務委託

質問回答書

こども青少年局保育所運営課（再編整備グループ）

No.	質 問	回 答
1	募集要項P2,4(1)オ（ア） 予備調査業務の業務仕様書に「整備予定地における制約条件の整理、整備方針に係る前提条件の整理、施設の配置・規模の検討」が含まれている場合、基本構想・基本計画業務に相当すると見做して実績とします。よろしいでしょうか。	個別の業務仕様書、契約書、成果品の目次等により、当該業務の主要な目的・業務範囲が募集要項4（1）オ（ア）に該当すると本市が判断できる場合は、当該実績として取り扱います。 なお、実績の可否は提出書類に基づき審査します。
2	募集要項P2,4(1)オ（ア） 基本計画策定後の事業者選定支援の業務仕様書に、「事業スキームの検討・事業手法（事業スケジュール、事業費、木造・木質化の程度やZEBの水準別事業費の比較検討含む）などについて妥当性の検証・要求水準書の策定支援」が含まれている場合、公共施設民間活力導入検討調査業務に相当すると見做して実績とします。よろしいでしょうか。	個別の業務仕様書、契約書、成果品の目次等により、当該業務の主要な目的・業務範囲が募集要項4（1）オ（ア）に該当すると本市が判断できる場合は、当該実績として取り扱います。 なお、実績の可否は提出書類に基づき審査します。
3	募集要項P2,4(1)オ（ア） 基本方針策定後のプロジェクトマネジメント支援の業務仕様書に「プロジェクト推進方針の検討・各段階における妥当性の検証」が含まれている場合、公共施設民間活力導入検討調査業務に相当すると見做して実績とします。よろしいでしょうか。	個別の業務仕様書、契約書、成果品の目次等により、当該業務の主要な目的・業務範囲が募集要項4（1）オ（ア）に該当すると本市が判断できる場合は、当該実績として取り扱います。 なお、実績の可否は提出書類に基づき審査します。
4	募集要項P2,4(1)オ（ア） コンストラクション・マネジメントの発注段階業務の業務仕様書に「（設計者・施工者）発注要項書作成」が含まれている場合、公共施設民間活力導入検討調査業務に相当すると見做して実績とします。よろしいでしょうか。	個別の業務仕様書、契約書、成果品の目次等により、当該業務の主要な目的・業務範囲が募集要項4（1）オ（ア）に該当すると本市が判断できる場合は、当該実績として取り扱います。 なお、実績の可否は提出書類に基づき審査します。
5	募集要項P2,4(1)オ 整備対象が公立高校の寮の場合、こどもに関する公共施設に相当すると見做して実績とします。よろしいでしょうか。	募集要項4（1）オにおける「こどもに関する公共施設」は、概ね0歳から18歳未満を対象とする施設を想定しています。 公立高校の寮については、当該施設の主たる入居対象が18歳未満であることが、契約書・仕様書等の提出書類により確認できる場合に限り、同要件に係る実績として取り扱います。
6	募集要項P2,4(1)オ（ア）（イ） 契約工期が完了していなくても（ア）基本構想・基本計画業務の段階（イ）、公共施設民間活力導入検討調査業務の段階が完了している場合は実績とします。よろしいでしょうか。	原則として、募集要項4（1）オに定める実績は、契約に基づく業務が完了し、履行が確認できるもの（履行済みの実績）を対象とします。 同一契約内の一部工程のみ完了している段階のものは、実績としては取り扱いません。

No.	質 問	回 答
7	<p>募集要項P3,5(1)エ、様式4業務実績調書、及び添付する業務委託契約書の写しは、守秘義務の観点から、契約金額、個人情報等に係る箇所は黒塗り等で非開示とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p>	<p>守秘義務等により非開示とする必要がある情報（契約金額、個人情報等）については、黒塗り等によりマスキングした写しの提出でも差し支えありません。</p> <p>ただし、参加資格の確認に必要な範囲（契約当事者、業務名称、業務内容、契約期間、押印等）が判別できるようにしてください。マスキングの範囲により参加資格確認ができない場合は、追加資料の提出を求めることがあります。</p>
8	<p>募集要項P5,10(1)オ、参加申請時に様式4業務実績調書の添付資料として契約書の写しを求められておりますが、企画提案書提出時にも同様の添付書類が必要という認識でよろしいでしょうか。</p> <p>提出が必要な場合、『企業が業務を実施したことを証明できるTECRIS』は、業務委託契約書の写（委託金額は黒塗）に替えて良いと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>参加申請時に提出を求めている契約書の写し（募集要項5（1）エ）について、企画提案書提出時に改めて同一資料の提出は求めています。</p> <p>企画提案書提出時は、募集要項10（1）オ（ア）に記載のとおり、様式4に記載した実績について「業務を実施したことを証明できるTECRIS」を添付してください。</p> <p>TECRISは企画提案書提出時に求める資料であり、参加申請時に求める「契約書の写し」に代替するものではありません。</p> <p>なお、何らかの理由でTECRISが提出できない場合は、その理由を明記のうえ、発注者による押印等により業務実績が確認できる実績証明書等を提出してください。提出資料により確認できない場合は、当該実績を評価対象としないことがあります。</p>
9	<p>募集要項P5,11(4)ウ、プレゼンテーションには、応募側で必要機材を用意すれば、パワーポイントを用いる画面投射による方法で行うことができると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>プレゼンテーションは、募集要項11（4）ウのとおり、提出された企画提案書を用いて口頭で説明してください（資料の追加・変更等は認めません）。</p> <p>なお、当日はプロジェクター等の投影機材の使用はできませんので、紙資料による審査となります。</p>
10	<p>様式6「業務実施体制について」は枚数の指定がありませんが、A4、1枚にまとめるということよろしいでしょうか。</p>	<p>様式6「業務実施体制について」は、枚数の指定はありません。</p> <p>指定の記載事項が過不足なく確認できるよう、任意の枚数で作成してください。</p>
11	<p>仕様書P2：「本市公立保育所の建替整備計画の策定を予定」とありますが、想定される業務開始時期や、業務内容、業務工程をご教授ください。</p>	<p>仕様書6（4）に記載の「本市公立保育所の建替整備計画の策定の補助業務」については、本業務（委託期間：契約締結日～令和9年3月31日）の範囲内で、発注者が建替整備計画を策定するにあたり、調査結果等に基づく情報提供・助言等を行うことを想定しています。</p> <p>具体的な開始時期、工程、作成体制等の詳細は、契約締結後、受注者と協議のうえ決定します。</p>
12	<p>業務の対象となる24か所の保育所については、既存の配置図、一般図（平面・立面・断面図）ほか、建設当初もしくは改修工事が行われた時点の改修図等、既存図面があるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>業務対象の24か所の保育所について、既存図面（配置図、一般図（平面・立面・断面図）等）は発注者において保有しており、受託者決定後、業務遂行に必要な範囲で提供します。</p>

No.	質 問	回 答
13	建替え条件の整理（人数の想定推移、必要諸室や面積想定）は「本市公立保育所の建替整備計画の策定を予定」とある業務の中で行われるという認識でよろしいでしょうか。	建替え条件（人数の想定推移、必要諸室、面積想定等）は、最終的には発注者が建替整備計画の策定過程において整理・決定します。 受注者には、本業務の範囲（仕様書6（1）～（5））において、建替え条件の検討に資する情報提供、技術的助言等を行うことを求めます。